

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和4年3月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和4年3月定例会

1. 招集の日時 令和4年1月21日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
山桑メモリアルホール会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 令和4年1月21日 午前10時00分
閉 会 令和4年1月21日 午前11時15分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
2 番 菅澤 環
3 番 石渡 悦子
4 番 川島 勝美
5 番 田村 明美
6 番 行木 光一
7 番 佐藤 悟
5. 欠席議員 な し
6. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
会計管理者 山下 和子

事務局長 吉岡 孝哉

主 査 前橋 俊介

主 査 補 嶋根 大介

匝瑳市環境生活課長 鎌形 健

多古町生活環境課長 越川 勝宏

横芝光町環境防災課長 北田 勝也

7. 職務のため議場に参加した事務局職員の氏名

事務局長 吉岡 孝哉

主 査 前橋 俊介

主 査 補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議案の上程

議案第1号 令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第3号 令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結について

日程第5 提案理由説明

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 一般質問

9. 会議に付した事件

議案第1号 令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第2号 令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第3号 令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について

議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結について

10. 議事の経過

【開会：午前10時00分】

佐藤議長 本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。本日は全員の出席でございますので、会議は成立いたしました。

これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会を開会いたします。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、間仕切りを設置し、議場の換気などの対策を講じることといたしましたのでご協力をお願いいたします。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりでございます。よって、配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長

それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、議事進行上、議席を指定いたします。

ただいま着席されている席を議席に指定いたします。なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもつてご了承願います。

佐藤議長

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。

4番川島勝美議員と6番行木光一議員の両名を指名いたします。

佐藤議長

日程第4、これより、議案第1号から議案第4号について一括上程いたします。

佐藤議長

日程第5、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者

はい、議長。

佐藤議長

管理者。

太田管理者

皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案4件のご審議をお願いいたしますが、提案理由を申し上げる前に、当組合の施設の概況及び新型コロナウイルス

感染症の対応状況について、ご説明申し上げます。

始めに、松山の一般廃棄物最終処分場につきましては、現在、閉鎖に向けての準備を、関係機関のご指導のもと、進めており、令和4年度以降に覆土工事を予定しているところであります。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年4月の稼働開始から20年目を迎えており、設備等の老朽化が進んでおりますが、引き続き、計画的に施設の維持管理を行いながら、地域住民の皆様が、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応状況について申し上げます。

山桑メモリアルホールにつきましては、葬祭業者にご協力をいただき、参列者の人数のご配慮をお願いするとともに、施設内での食事につきましても、換気の実施やパーティションの設置等、十分に対策を行ったうえで、ご利用いただいております。

また、式場のご利用の際も、入口にて検温並びに手指アルコール消毒をお願いしております。

現在、全国的に感染が急拡大している状況であります。当組合といたしましても、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたします議案4件につきまして、ただ今からその提案理由を申し上げます。

太田管理者

議案第1号、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について。本案は、火葬業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全を図ることを目的に予算を編成し、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億944万6千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第2号、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について。本案は、令和4年度匝瑳市ほか二町環

境衛生組合一般会計予算に係る関係市町別の負担金割合及び金額を定めるため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第16条第2項の規定により、提案いたしました次第であります。

議案第3号、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について。本案は、歳入歳出それぞれ3,749万8千円を追加し、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,646万8千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結について。本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が所有する財産について、匝瑳市を相手方とし、売買契約を締結いたしましたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重ご審議をいただきまして、ご可決賜りますよう、よろしくお願いたします。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

日程第6、これより、質疑に入ります。

はじめに、議案第1号「令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

吉岡事務局長

それでは、議案第1号のご説明をさせていただきます。お手元に配布させていただきました予算書に沿って説明させていただきます。

令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてのご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億

944万6千円と定めるものでございます。前年比といたしまして47万6千円の増、0.4%の増でございます。

2ページが歳入歳出予算の歳入の部、3ページが歳出の部、詳細につきましては、次ページの令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書にてご説明をさせていただきます。

5ページと6ページに記載されておりますのは、予算事項別明細書でございます。7ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明をさせていただきます。

歳入1款、分担金及び負担金、本年度予算額8千261万3千円、前年比195万円、2.4%の増でございます。

市町別の負担割合につきましては、説明欄に記載のとおりとなります。

詳細につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

2款1項1目、火葬場使用料、本年度予算額1千583万2千円、対前年比95万5千円、5.6%減でございます。

3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設モニタリング補助金、本年度予算額、31万7千円、こちらにつきましては、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、原子力発電所から放出された放射性物質による汚染状況のモニタリング調査を実施するためのものでございます。

8ページをご覧ください。

4款、財産収入、1項1目、利子および配当金の本年度予算額6千円、対前年比2万4千円、80%減を見込んでおります。

2項1目、土地売払収入、2目、物品売払収入につきましては、窓口といたしまして、それぞれ1千円を設定させていただきました。

5款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は、令和3年度と同額の1千万円を見込んでおります。

6款1項1目、繰越金につきましては、本年度予算額50万円、対前年比50万円、50%減を見込んでおります。

7款、諸収入、1項1目、預金利子は1千円を計上させていただきました。9ページをお願いいたします。

2項1目、雑入、17万5千円につきましては、保険取扱い手数料、自動販売機電気料金等でございます。歳入合計といたしましては、1億944万6千円、前年比47万6千円、0.4%の増でございます。以上が歳入の説明でございます。

つづきまして、歳出の主な項目について、ご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

説明と範囲といたしましては、特に必要と思われる項目と、おおむね100万円以上のものについて説明させていただきます。

それでは、3歳出1款、議会費、1項1目議会費、本年度予算額12万4千円、こちらは令和3年度と同額とさせていただきました。2款、総務費、1項1目、一般管理費、本年度予算額、6千46万2千円、前年比518万8千円、7.9%の減でございます。こちらにつきましては、特別職の給料と一般職員の給料、及び会計年度任用職員の給料となっております。その他といたしましては、職員手当、共済費等が含まれております。大幅な減少の理由といたしましては、当組合職員の退職によるものでございます。11ページをお願いいたします。

13節、使用料及び賃借料、106万4千円につきましては財務会計システムリース料等でございます。18節、負担金補助及び交付金、106万3千円の主なものは社会保険料等でございます。2項1目、監査委員費、本年度予算額2万6千円は、令和3年度と同額です。こちらにつきましては、年2回、実施する監査の際の監査委員の報酬と費用弁償でございます。12ページをお願いいたします。

3款、衛生費、1項1目、火葬場事業費、本年度予算額2千669万2千円、前年比413万9千円、18.3%の増でございます。10節、需用費、1千888万7千円の内、燃料費584万6千円、こちらは火葬に係るガス料金でございます。光熱水費684万円は、電気料金と水道料金でございます。修繕料520万円は、火葬炉設備等の修理費となっております。12節、委託料、予算額575万円につきましては、説明欄の6行目に記載されている、施設定期清掃業務委託料、224万4千円は、施

設の定期清掃及び受水槽の清掃業務委託でございます。13頁をお願いいたします。

3款2項、清掃事業費、1目、塵芥処理費、本年度予算額1千914万円となります。対前年比152万5千円、8.6%の増となります。10節の需用費、予算額1千149万7千円についてご説明申し上げます。消耗品費、199万6千円につきましては、処分場で使用する薬剤費等の金額となっております。光熱水費115万円につきましては、処分場にかかる費用となります。修繕料832万円につきましては、処分場の水処理施設に設置されております送水管等の修繕費用となります。12節、委託料、予算額753万4千円の内訳といたしましては、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料234万円、こちらは、週1回の保守管理を委託しているものでございます。一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料203万4千円、周辺環境調査業務委託料89万円、砂ろ過活性炭交換業務委託料161万円などとなっております。14頁をご覧ください。

5款、予備費につきましては令和3年度と同額の300万円を計上させていただきます。

歳出合計といたしましては、1億944万6千円、前年比47万6千円、0.4%の増となります。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

佐藤議長

事務局長の説明が終わりました。

質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑につきましては、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

行木議員

はい。

佐藤議長

行木議員。

行木議員

13ページの委託料について、これは一般廃棄物最終処分場の維持管理

していくため保守点検している機械がありますけれども、そこと、濾過して減らしました汚水ですかね、汚水を検査していると思います。その検査の値をですね、周辺住民協議会、3地区ありますけれども、そちらには報告しますか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの行木議員のご質問にお答えさせていただきます。今年度につきましても、匝瑳市が主となり、周辺住民説明会を行いました。その際にご説明、ご報告をさせていただきました。以上です。

行木議員 はい。

佐藤議長 行木議員。

行木議員 それは、いつ行いましたか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 今年度からは、匝瑳市が主体となって行っておりまして、令和3年12月に行っております。

佐藤議長 他にございませんか。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員 同じく13ページで、塵芥処理費前年比8.6%増の1千914万円ということで、松山清掃工場のごみ処理が完全に終了しているということで、塵芥処理費の節、または説明ということで分かれています。今後、これは令和4年度の当初予算なんです。令和5年度、6年度と継続して費用が掛かっていくだろうというのはどういったことがあるのでしょうか。それから金額的にはどれくらいが見込まれているのでしょうか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。ご存じのとおり、現段階ですと、松山清掃工場におきましては最終処分場の処理業

務を当組合で行っております。来年度も約1千900万円と見込んでおりますけれども、今後もですね、完全閉鎖を迎えるまでの間は、概算ですが、この程度の費用はかかる見込みとなっております。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員 そうすると完全閉鎖は、はっきりわからないと思うんですけども、10年以上、20年くらいは考えているということでしょうか。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。現在も、来年度以降に行う覆土事業のために、県と協議をさせていただいておりますが、県の担当者等にお聞きさせていただいても、現段階では5年なのか10年なのか定かではないというお答えをいただいております。以上です。

佐藤議長 他にございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号、「令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 それでは、議案第2号のご説明をさせていただきます。令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてご説明をさせていただきます。表1からご説明いたします。こちらにつきましては、令和4年度火葬場事業費に関する調書になります。太枠で囲みました市町負担金の金額といたしまして、6千379万円になります。こちらに使用料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を加えた金額が火葬場事業費の計といたしまして、9千30万6千円となります。区分ごとの詳細につきましては、説明欄に記載のとおりとなります。

表2をご覧ください。こちらにつきましては、表1の火葬場事業費に係る市町負担金の算出根拠となります。市町ごとに、均等割が10%、人口割が20%、利用割が70%、こちらにより算出した表でございます。それでは匝瑳市から説明させていただきます。匝瑳市、均等割212万6千円、人口割で35,349人、割合が59.1%となります。金額は754万円となります。利用割といたしまして、580件、割合が61.1%、金額が2千728万4千円となります。匝瑳市合計といたしまして、3千695万円、割合が57.9%となります。続きまして多古町の均等割につきましては、212万6千円、人口割といたしまして、14,300人、割合が23.9%、金額といたしまして、304万9千円となります。利用割といたしましては、226件、割合が23.8%、金額が1千62万7千円となります。多古町の合計といたしましては、1千580万2千円、割合が24.8%でございます。続きまして横芝光町につきましては、均等割が212万6千円、人口割といたしまして、10,150人、割合が17.0%となります。金額につきましては、216万9千円。利用割といたしましては、143件、割合が15.1%となります。金額が674万3千円、横芝光町の合計といたしまして、1千103万8千円比率といたしまして、17.3%でございます。合計といたしましては、均等割が637万8千円、人口割が59,799人、金額といたしまして1千275万8千円、利用割といたしまして、949件、金額が4千465万4千円、合計が6千379万円となります。

次に表3をご覧ください。令和4年度清掃事業費に関する調書でございます。内容といたしましては、清掃事業費に係る構成市町の負担金、1千882万3千円、国庫支出金31万7千円を加えた金額、この2項目の合計といたしまして、清掃事業費、1千914万となります。

表4をお願いいたします。同上負担金内訳につきましては表3の市町負担金、1千882万3千円の算出根拠となります。匝瑳市の金額1千140万3千円、比率が60.58%でございます。多古町は金額414万1千円、比率といたしまして22%となります。横芝光町の金額といた

しまして、327万9千円、比率17.42%となります。こちらは、過去10年間の清掃事業費の平均値で算出したものでございます。

表5について説明させていただきます。令和4年度市町別負担割合及び金額に関する調書、こちらは、構成市町の負担割合の内訳となります。匝瑳市、火葬場事業費3千695万円、清掃事業費1千140万3千円、合計といたしまして4千835万3千円、比率が58.6%となります。多古町の火葬場事業費1千580万2千円、清掃事業費414万1千円、合計といたしまして1千994万3千円、比率が24.1%となります。横芝光町の火葬場事業費1千103万8千円、清掃事業費327万9千円、合計といたしまして1千431万7千円、比率が17.3%でございます。

こちらの合計といたしまして、火葬場事業費6千379万円、清掃事業費1千882万3千円、合計が8千261万3千円、比率100%でございます。

一番下の表につきましては、上記5つの表の計といたしまして当組合にて行っております二つの基幹事業の計と、それに伴います歳出の内訳を参考までに表記させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第3号、「令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 それでは議案第3号の説明をさせていただきます。令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千749万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4千646万8千円とするものでございます。2頁をお願いいたします。歳入につきましては、4款2項の財産売払収入、3千749万8千円を補正額として計上いたしまして、歳入合計1億4千646万8千円とするものでございます。3頁をお願いいたします。歳出につきましては、2款1項、総務管理費3千509万8千円、3款1項、火葬場事業費240万円、歳出合計1億4千646万8千円とするものでございます。詳細につきましては、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明書によりご説明させていただきます。

5頁、6頁につきましては、明細書の総括となっております。

7頁をお願いいたします。まず、歳入につきましては、4款2項1目、土地売払収入、補正額3千119万9千円、4款2項2目、物品売払収入、補正額629万9千円を一般会計に計上するものでございます。内訳といたしましては、現在当組合で所有しております松山清掃工場の跡地及び周辺の土地を、匝瑳市へ譲渡するための協議等がととのいましたので、そのための売払収入となります。また物品売払収入につきましては、同じく当組合にて所有しておりました廃棄物収集車2台、廃棄物運搬車2台、バックホウ2台並びに粗大ごみの破碎機を売却したことによる収入となります。続きまして8頁をお願いいたします。

歳出といたしましては、2款1項、総務管理費、1目、一般管理費、補正額3千509万8千円、24節の積立金でございます。こちらにつきましては、財政調整基金積立金とさせていただきます。

3款1項1目、火葬場事業費、補正額240万円、10節、需用費でございます。こちらにつきましては、本年度の当初予算編成をさせていただいた当時から比較いたしまして、燃料費が大分高騰しております。当施設の火葬業務に使用するガス料金が約1.5倍以上になっておりますので、大幅な高騰に伴う増額補正となっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員 一般質問で質問させていただくことになっているんですけども、議案として出されましたので、7頁の土地売却収入ということになっていますけれども、どういったところで価格を決定されたのか伺います。それについては、土地と物品とそれぞれご説明いただきたいと思います。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 まず土地につきましては、売却先であります匝瑳市におきまして、不動産鑑定を行った結果の数字となります。物品につきましては、車両4台、バックホウ2台、粗大ごみの破砕機の売却させていただいた数字となっております。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員 物品なんですけれども、相当古くなっているものである、しかし材質としては金属製のものであるということはあると思うんですが、合計629万9千円ということで、高く買い取ってもらったのか、どうなのかよくわからないわけなんです、買い取ってもらった、売却したものについてはまだ中古として使用可能であるというようなものが多かったのでしょうか。それとも鉄として再生するとか、そういったものとしての売却だったのか、ご説明ください。

吉岡事務局長 はい、議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。まずバックホウ2台につきましては、1台が東総地区広域市町村圏事務組合へ売却をさせていただきました。現在は、松山清掃工場跡地で東総地区広域市町村圏事務組合が活用しております。売却価格は240万円でございます。

す。もう1台のバックホウにつきましては、多古町にあります日本キャタピラー合同会社にお引き取りいただきました。その後に関しましては、状況は把握しておりません。収集車2台につきましては、地元であります株式会社椎名自動車にお引き取りいただきました。収集車が各20万円、2台で40万円です。運搬車2台につきましては、アームロール車につきましては、株式会社椎名自動車に60万円で引き取っていただきました。ダンプ車につきましても、30万円で株式会社椎名自動車にお引き取りいただきました。粗大ごみの破砕機につきましては、専門的な機械になります。購入先であります株式会社イグスンドジャパンへお願いいたしましたところ、176万円でお引き取りいただきました。破砕機について、業者さんにお聞きさせていただきましたが、他の業者ではお引き取りできないということで株式会社イグスンドジャパンにお引き取りいただきました。これらの合計が630万円となります。以上です。

佐藤議長

他にございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長

ないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

佐藤議長

続きまして、議案第4号、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結について」を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

吉岡事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

吉岡事務局長

議案第4号のご説明をさせていただきます。匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結について、ご説明させていただきます。当組合にて所有しております、松山清掃工場の跡地につきましては、現在、東総地区クリーンセンター匝瑳中継施設として、東総地区広域市町村圏事務組合が運営しております。現在は、仮の中継施設として運営されておりますが、新たに匝瑳中継施設として利活用するにあたり、当組合所有の財産であります、松山清掃工場跡地及び周辺の土地を、匝瑳市へ有償譲渡するものでございます。財産の処分につきましては、地方自治法第2

89条の規定によりまして、構成市町の協議並びに地方自治法第290条の規定によりまして、構成市町の令和3年3月定例会にてご審議いただき、ご可決されたところです。また、譲渡予定先であります匝瑳市におきましても、土地の買収等に要します予算につきましては、令和3年12月定例会にてご可決されました。これらの協議等が済み、所有権移転への準備が整いましたので、匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約書(案)により、契約を締結するものでございます。また、この度の所有権移転が組合から匝瑳市ということですので、匝瑳市の委任規則並びに民法第108条の規定に抵触する契約行為に関する事務により、買主は匝瑳市副市長となっております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員 売買契約書案の第2条、売買物件のところで、「別表物件明細書に記載する土地を現況有姿のまま乙に売払い」ということで、現況有姿ということとは、松山清掃工場跡地を色々付いたまま売払うということでしょうか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 こちらの契約書案につきましては、土地の売買契約書案となっております。建物の契約については含まれておりません。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村議員。

田村議員 現況有姿のまま乙に売払い、乙はこれを買受けるものとする。というところをもう少し説明していただけますか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 端的に申し上げますと、現況のまますべてを匝瑳市に譲るというものになります。建物付きの土地をお譲りさせていただき、建物につきましては

は別契約となります。以上です。

田村議員

はい。議長。

佐藤議長

田村議員。

田村議員

12月の匝瑳市議会の中で、東総地区広域市町村圏事務組合の組合議員をされている議員が市長に対して発言された中で、東総地区広域市町村圏事務組合が匝瑳中継施設の建設を行うと。でも建設する場所が更地ではなくて、旭についても匝瑳についても、清掃工場等が古いまま残っていると。それをまず解体撤去しなくては中継施設の建設ができない状況であろうと。その解体撤去をだれがするのかといったところで、まだ全く未定だとおっしゃるんですね。それは東総地区広域市町村圏事務組合として解体撤去し、建設するというものではなかったのかという質問だったのですが、まだ未定であると。場合によっては、土地は匝瑳市が買い取るわけですが、建物が別ということは、匝瑳市が解体撤去するのではなくて、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が解体撤去することも無きにしもあらずではないかといった発言があったんですね。それは全く私はわからないのですが、現況有姿のまま、建物付きの土地をそのまま売払うということなのか、全て匝瑳市のものだから匝瑳市が解体撤去するのか、あるいは東総地区広域市町村圏事務組合が解体撤去するのかの交渉なんですが、もしかすると、匝瑳市ほか二町環境衛生組合もそこに関わらざるを得なくなる可能性もあるのかなと。現況有姿のままというのなら、そのまま建物付きで匝瑳市に売却すればよいのではないですか。

吉岡事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

吉岡事務局長

ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。基本的にはすべて匝瑳市に譲渡するかたちになっております。建物につきましては、現段階では東総地区広域市町村圏事務組合によって解体が予定されていると聞いております。以上です。

佐藤議長

他にございませんか。

行木議員

はい。議長。

佐藤議長 行木議員。

行木議員 この譲渡する土地について、地図がありますが、こちらはきちんと境界査定までしてありますか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの行木議員のご質問にお答えさせていただきます。測量をさせていただきまして、境界は確定している状態です。以上です。

行木議員 議長。

佐藤議長 行木議員。

行木議員 確定しているとのことですが、杭は打ちましたか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 物理的に打てない箇所には打っていないと思われませんが、基本的には全て打ってあるものと承知しております。以上です。

行木議員 議長。

佐藤議長 行木議員。

行木議員 境界については、トラブルはないということによろしいですね。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 境界についてのトラブルはございません。以上です。

佐藤議長 他にございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。
日程第7、これより討論に入ります。
討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

討論の申し出がありませんので、討論を終結いたします。
日程第8、これより、各議案の採決に入ります。
議案第1号、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算につ

いて、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第1号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第3号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。

日程第9、一般質問を行いますが、その前に予め申し添えます。

会議規則第54条により、一般質問については、重複する事項を避け、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いいたします。

それでは、通告により質問を許します。5番、田村明美君。

田村議員 着席のまま質問させていただきます。事前に通告しました通告書のとおりです。それにありますとおり、2つの項目についての質問です。1つは当組合の財産、土地建物、構築物についてということで、このことについ

ては議案第3号と議案第4号でご説明いただき、可決しているところですが、詳しいところをお聞きしたいと思います。それから2つ目の山桑メモリアルホールの事業運営の実際についてということで、こちらは令和2年度までは、ここの火葬業務、斎場を使用させること等について、民間会社への委託が行われていた事業と認識していますが、令和3年度からは組合直営になったという風に思っています。そのことで住民の利便性を損なうことはないのかお聞きしたいと思います。まず第一に、議案第4号の売買契約書案について、「現況有姿のまま乙に売払い、乙はこれを買受けるものとする」の箇所についてなんですが、これはあくまでも土地についての売買契約書であって、まだ残っている建物の契約については別にあるという説明があったと思いますが、そうすると、もう少し時間をおいた後に、建物構築物の売買契約というものが行われる可能性があるということなんでしょうか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほど議案の補足的なものになりますが、この契約書案の書き方につきましてはこのようになっておりますが、基本的には土地建物すべてが匝瑳市へ譲渡されるということになります。その中で土地については有償譲渡、建物等については無償での譲渡契約となります。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 そうすると無償譲渡にしても契約書は交わしますか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。法令法規に則りまして2千万円以上の契約に関しましては議会の承認を得ることになっており、今回の土地の契約金額が約3千120万円ということになりますので、議員の皆様のご承認を得るかたちを取らせていただいております。

りますが、建物に関しましては無償での契約になりますので、すべて事務局の方で手続きを進めさせていただきます。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 用地譲渡の検討経過ということで、買受ける匝瑳市側で不動産鑑定をし、それがもとになって契約金額となっているということですが、価格が決定された時期はいつですか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。不動産鑑定等や測量のすべてを匝瑳市環境生活課に行っていたいただきましたが、事業は令和元年度に行っております。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 2つ目になります。議案第1号にでていましたが、山桑メモリアルホールの組合直営事業での委託部門について、施設の清掃等維持管理や機械の保守点検とかそういったものがありますが、いわゆる受付や火葬については委託せずに職員が行っていると思いますがそういうことでしょうか。それで受付から斎場使用による告別式等が終了するまでの間、職員がどのような関わり方をするのでしょうか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、令和2年度まで、当組合の火葬場事業費につきましては、大半が業者委託であり、受付から火葬業務まで委託にて行っておりました。しかし令和3年度からは松山清掃工場で業務を行っておりましたすべての職員が山桑メモリアルホールへ来ることができましたので、外部委託をせずに、直営にて受付から火葬、収骨までの業務ができる状態になりましたので、すべて直営で行っております。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 火葬、斎場使用の受付業務でインターネットを含めて、受付が行われているということですが、以前事務局の電話番号がわからなくて、スマートフォンを使って検索したところ、山桑メモリアルホール電話番号が出ずに、葬儀業者等のサイトにいってしましまして、後で事務局長に確認したところ、一般の利用者にとっては、業者を経由してのご利用になるということで便利であるとお話しがあつたんですけれども、議案第1号の中の12頁で、電話交換設備賃借料とか斎場予約システム賃借料というのがでていますが、そういうことかなと思うんですけれども、受付についてどういったシステムになっているのかご説明をお願いいたします。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。昨年度から、山桑メモリアルホールを利用するにあたりまして、すべてインターネット予約になり、一般の方々が直接利用登録することはできません。利用方法といたしましては、事前に、当組合のシステムに登録をしていただいた葬祭業者からの予約となります。また、こちらで葬祭業者の斡旋をすることはできませんが、喪主当家がどちらかの葬祭業者に連絡をしていただければ、千葉県内の大半の葬祭業者は、当組合のシステムに登録済みでございますので、そちらからご予約いただいております。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 そうすると完全な家族葬というかたちも多くなっていると思いますが、家族葬であっても火葬中心、火葬の後はそのまま納骨するくらいのことであっても、必ず葬儀業者を通じての火葬であると言い切れるわけですね。ご説明をお願いします。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 お亡くなりになられました故人を搬送するにあたりまして、個人では搬送することはできません。葬祭業者が行うことになっておりますので、その観点からも喪主当家がご遺体を運ぶことはできませんので、葬祭業者が中間に入ってやっていただくかたちを取らせていただいております。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 ホール内での飲食について、通夜や告別式の際に家族が待機したりした時や、参列者について、休憩時間にお茶やお菓子をつまむ、お弁当をお持ち帰りいただくということはやっていると聞いているんですね。その仕出し弁当業者やお茶の接待などを行う業者とか、そういったところはすべて葬儀業者の手配で決まるということでしょうか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 ただいまの田村議員のご質問にお答えさせていただきます。当組合といたしましては、すべて葬祭業者、仕出し業者等の斡旋紹介は行っておりません。葬祭業者に喪主当家がご相談された後に、どのような仕組みでやるのか、お弁当を出すのかなど、喪主当家と葬祭業者で決めております。またお食事の際は、葬祭業者又は仕出し業者においてパーティションを設置していただいております。以上です。

田村議員 はい。議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 それが原則であるということはわかりました。ただし、最低限の食事、お茶を当家が持ち込んだり、また当家が発注した業者から食事を届けていただいたりというのはできるのでしょうか。

吉岡事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

吉岡事務局長 基本的には、喪主当家は葬祭業者と打ち合わせをしておりますので、ど

のようなかたちをとるか、例えば山桑メモリアルホールにて、通夜葬儀を行う際も、すべて、湯茶はどうするか、お弁当はどうするかという確認をとります。その中で、食事が無いということになれば、パーティションの設置はいたしません。食事がある場合は、喪主当家または葬祭業者が用意したとしても、パーティションの設置をお願いしております。以上です。

田村議員

はい。議長。

佐藤議長

田村明美君。

田村議員

最後に要望、提案なんですが、税金を原資として運営しているということですが、職員の負担が大きくなるということは避けなければなりません。喪主当家が、喪主当家の判断で必要最低限のことをやるということについては、葬儀業者が間に入らなくてもスムーズにできるように、今後考えていただきたいと思います。徹底した家族葬というのはあると思いますので、この施設を直接利用できるように考えていただきたいと思います。以上です。

佐藤議長

田村明美議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

ここで、管理者から発言の申し出がございましたので発言を許します。

太田管理者

はい、議長。

佐藤議長

管理者。

太田管理者

ただ今、議長より発言のお許しをいただきましたので一言ご挨拶申し上げます。

私事ではありますが、来る2月25日をもちまして匝瑳市長の任期満了により、匝瑳市ほか二町環境衛生組合管理者の職を退任することになります。平成22年の就任以来12年間にわたりまして、微力ではありましたが、組合管理者といたしまして環境衛生組合の健全なる運営に努めてまいりました。この間を顧みますと、東日本大震災、そして異常気象による記録的集中豪雨、房総半島台風等の災害対応、現在も続いておりま

すが、新型コロナウイルス感染症の対策等様々な経験をさせていただきました。その中でも特に大きな問題といたしまして、長年にわたり当組合の基幹事業であります、一般廃棄物の処理業務を行ってまいりました松山清掃工場の閉鎖というような場面も立ち会わせていただいたわけでございます。このような業務の中で、皆様方のお力をいただきまして、なんとか職務を全うできましたことを厚く御礼申し上げます。この場をお借りいたしまして、謹んで御礼申し上げます。あと1か月あまりあるわけではございますが、全力をもって職務を全うしたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げます、退任にあたりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

佐藤議長

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。皆様方の御協力に対しまして、感謝を申し上げます。これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

【散会：午前11時15分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

川島 美三

会議録署名議員

川島 勝美

会議録署名議員

河本 亮一